

薬局各位

地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター 東千葉メディカルセンター
薬剤部長

「東千葉メディカルセンター 問い合わせ不要項目」
の策定と運用について

平素より当院の処方箋を応需いただき有難うございます。

当院では、薬局での患者の待ち時間短縮・処方医の負担軽減を目的に、調剤上の形式的な変更の疑義照会に関して事前に医療機関と保険薬局の双方合意のもとでプロトコールを作成し、調剤上の形式的な変更については事前包括的に薬剤師法第 23 条 2 項に規定する医師の同意がなされたとして、個別医師への問い合わせをプロトコール適応する運用としております。いわゆる院外処方箋の問い合わせ不要項目を策定し、運用しております。

【運用概要】

(1) 以下の原則を満たすこと

- ・ 価格等については、十分な説明を必ず行い患者の了承を得ること。
- ・ 処方箋に「変更不可」の指示がある場合を除くこと。

(2) 上記の原則を満たした上で、「院外処方せんにおける問合せ簡素化プロトコール第 2 版」(別添資料)にあたる場合、当院への問い合わせは不要とする。

(3) 変更を行った場合は処方修正報告書(別紙 4)を FAX で当院薬剤部に送信する。

本運用を希望される場合は、プロトコール内容をよくご確認の上、合意書(下記よりダウンロード)に必要な事項(保険薬局 住所・名称・代表者名)を記入・押印の上、2部(貴薬局用・本院保管用)を下記まで郵送してください。当院での記入・押印の上、原本 1部(貴薬局用)を返送致します。

手順の詳細は「病院と保険薬局との合意締結までの流れ」(別紙 2)をご確認ください。

以上